

諮問日：平成30年11月12日（平成30年度（最情）諮問第56号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（最情）答申第5号）

件名：特定の事件に関する文書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙2記載の各文書（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年5月7日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 個人識別情報に該当するかどうかは、一般人を基準に判断すべきである。
- 2 弁護士の活動に関する記載は、事業を営む個人の当該事業に関する情報である。
- 3 破産した株式会社及び弁護士法人の活動に関する記載は、正当な利益を害するおそれがある情報ではない。
- 4 税務署の行政文書不開示決定及び国家賠償請求訴訟の対象となる行為は、公務員の職務の遂行に係る情報といえる。
- 5 破産管財人に関する情報は、官報に掲載される点で、慣行として公にされている情報といえる。
- 6 訴訟に関する書類の単なるコピーは、不開示情報としての「訴訟に関する書類」に当たらない。

- 7 大阪高等裁判所における特定の事件に関する判決については、一審判決をはじめ込んだものが当該事件の代理人によってインターネット上に公開されている。そのため、個人の権利利益を害するおそれのある情報には当たらない。
- 8 別件の情報公開請求において法務大臣が本件対象文書を開示したところ、法務大臣によって開示された部分については、不開示情報に相当しない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 原判断において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当することを理由とする部分については、特定の事件に関する具体的な事実が記載されており、特定の個人の機微な情報を含むものであって、関係者等が保有し、又は入手可能な情報と照合すれば個人が特定されるおそれがある情報である。
- 2 本件不開示部分のうち弁護士活動に関する部分については、当該弁護士以外の者の個人識別情報に相当し、又は特定の法人の正当な利益を害するおそれがある情報である。
- 3 本件不開示部分のうち破産した株式会社に関する部分については、破産手続開始決定があつたとしても直ちに法人格は失われず（破産法35条）、裁判所の許可を得てその事業を継続することもできる（同法36条）から、特定の株式会社について破産手続開始決定があつたとしても、当該株式会社の正当な利益を害するおそれがあることは否定されない。

また、本件不開示部分のうち弁護士法人の活動に関する部分については、特定の事件の当事者、破産者、債権者若しくは抗告人の個人識別情報に相当し、又は特定の法人の正当な利益を害するおそれがある情報である。

- 4 本件不開示部分のうち税務署の行政文書不開示決定に関する部分については、特定の法人の正当な利益を害するおそれがある情報である。

また、本件不開示部分のうち国家賠償請求訴訟の対象となる行為に関する部

分については、特定の事件の当事者の個人識別情報又は特定の法人の正当な利益を害するおそれがある情報である。

- 5 本件不開示部分のうち破産管財人に関する情報については、その中に官報に掲載された情報が含まれるとしても、本件対象文書に係る特定の事件と関わりのある事情として公にされたものではなく、慣行として公にされている情報とはいえない。また、官報には、破産者の氏名・住所や破産管財人の氏名等の情報が記載されるが、本件対象文書中には、それ以上の破産手続に関する機微な情報が含まれており、情報の質が異なるというべきであるから、これをもって公表慣行があるとはいえない。
- 6 本件不開示部分のうち訴訟に関する文書の写しについては、訴訟に関する書類の原本に限らず、その写しであっても、原本の内容と同じであれば刑事訴訟法53条の2が法の適用除外とした趣旨が等しく妥当するから、「訴訟に関する書類」には、原本のみならずその写しを含むと解すべきである。
- 7 本件不開示部分のうち特定の事件の代理人がインターネット上に公開している情報については、個人識別情報に相当する。また、苦情申出人が指摘するブログは、私的に設けられ、独自の編集に基づいて掲載されているものであるから、これをもって慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成30年11月12日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月14日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 平成31年2月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年3月15日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書を見分した結果によれば、本件対象文書はいずれも大阪地方裁判所又は大阪高等裁判所における特定の事件に関する文書であり、本件不開示部分は別紙3記載の各部分であることが認められる。そして、これらの具体的な内容に照らして検討すれば、本件不開示部分のうち別紙3記載11(4)を除く部分については、法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当するものと認められ、別紙3記載11(4)の部分については、刑事訴訟法53条の2第1項に定める「訴訟に関する書類」に当たり、司法行政文書開示手続の対象とならないものとして不開示とすべきものと認められる。
- 2(1) 本件不開示部分の不開示情報該当性について、苦情申出人は、弁護士及び弁護士法人の活動に関する部分については、当該弁護士及び当該弁護士法人の正当な利益を害するおそれがある情報ではない旨を主張し、税務署の行政文書不開示決定及び国家賠償請求訴訟の対象となる行為に関する部分については、公務員の職務の遂行に関する情報であると主張する。しかし、苦情申出人が挙げる部分については、その記載内容に照らして、本件対象文書に係る事件の当事者等の個人識別情報（同条1号）又は特定の法人の正当な利益を害するおそれがある情報（同条2号）と認められるから、苦情申出人の主張を採用することはできない。

また、苦情申出人は、本件不開示部分のうち破産管財人に関する部分について、慣行として公にされている情報であると主張する。しかし、本件不開示部分の中に官報に掲載された情報が含まれるとしても、当該情報は本件対象文書に係る特定の事件と関わりのある事情として公にされたものではなく、慣行として公にされている情報とは認められない。

さらに、苦情申出人は、本件対象文書のうち法務大臣が開示した部分は不開示情報に相当しないと主張するが、他の国家機関における情報公開請求に関する判断は、裁判所による保有文書に関する判断を左右するものではないから、本件の判断には影響しない。

そのほか、苦情申出人は、本件不開示部分の不開示情報該当性について種々主張するが、本件の結論に影響すべきものは認められない。

(2) 本件不開示部分のうち別紙3記載11(4)の部分について、苦情申出人は、刑事訴訟法53条の2第1項に定める「訴訟に関する書類」に当たらない旨を主張する。しかし、見分の結果によれば、当該部分は訴訟に関する書類の写しであり、その内容は訴訟に関する書類の原本と同一であるから、「訴訟に関する書類」に当たり、司法行政文書開示手続の対象とならないものとして不開示とすべきものと認められ、苦情申出人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるから、原判断については、本件不開示部分のうち別紙3記載11(4)を除く部分は、法5条1号及び2号イに規定する不開示情報に相当するものと認められ、別紙3記載11(4)の部分は、刑事訴訟法53条の2第1項に定める「訴訟に関する書類」に当たり、司法行政文書開示手続の対象とならないものとして不開示とすべきものと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人

別紙 1

- 1 大阪地方裁判所における特定の事件に関する訴状, 特定の書証及び判決
- 2 大阪高等裁判所における特定の事件に関する判決
- 3 大阪高等裁判所における特定の事件に関する判決

別紙 2

- 1 大阪地方裁判所における特定の事件に関する以下の文書
 - (1) 訴状
 - (2) 免責意見
 - (3) 業務要点報告書
 - (4) 免責に関する意見書
 - (5) 大阪高等裁判所決定正本（1 頁目右上に「甲第 4 1 号証」と記載されているもの）
 - (6) 大阪高等裁判所決定正本（1 頁目右上に「甲第 4 2 号証」と記載されているもの）
 - (7) 行政文書不開示決定通知書（右上に「甲第 4 4 号証の 1」と記載されているもの）
 - (8) 行政文書不開示決定通知書（右上に「甲第 4 4 号証の 2」と記載されているもの）
 - (9) 行政文書不開示決定通知書（右上に「甲第 4 4 号証の 3」と記載されているもの）
 - (10) 債権者集会期日調書
 - (11) メール
 - (12) 神戸地方裁判所決定書
 - (13) 大阪高等裁判所決定正本（1 頁目右上に「甲第 5 1 号証」と記載されているもの）
 - (14) 判決正本
- 2 大阪高等裁判所における特定の事件に関する判決正本
- 3 大阪高等裁判所における特定の事件に関する判決正本

別紙 3

1 別紙 2 記載 1 (1) の文書

事件番号，書面作成年，原告代理人弁護士の印影，訴訟物の価額，貼用印紙額，訴訟当事者（国を除く。）の氏名等，損害賠償請求額，遅延損害金の起算日，「請求の理由」（9頁10行目から11行目まで，13頁15行目から14頁8行目まで及び15頁25行目以降を除く。）

2 別紙 2 記載 1 (2) の文書

(1) 裁判官及び債権者代理人弁護士の印影，事件番号，破産者及び債権者の氏名，「記」以下の記載（5頁14行目を除く。）

(2) 別紙 1 のうち書面の標題，書面作成年，債権者代理人弁護士の印影，「申立ての趣旨」，「申立ての理由」（手書き部分を含む。），添付書類の名称，債権者及び債務者の氏名等

3 別紙 2 記載 1 (3) の文書

事件番号，破産者の氏名，集会の期日及び回数，破産管財人の氏名等及び印影，報告書の内容

4 別紙 2 記載 1 (4) の文書

事件番号，破産者の氏名等，破産管財人の氏名及び印影，意見書の内容

5 別紙 2 記載 1 (5) の文書

(1) 決定正本の受領印，事件番号，抗告人の氏名等，原決定の決定日，「理由」の「第2 事案の概要」及び「第3 当裁判所の判断」（2頁4行目以降を除く。），本決定の決定日，正本認証日

(2) 別紙（抗告状）のうち事件番号，書面作成年，裁判所職員及び抗告人代理人弁護士の印影，原決定の決定日及び告知日，「抗告の理由」（6頁13行目以降を除く。），抗告人の氏名等

6 別紙 2 記載 1 (6) の文書

(1) 決定正本の受領印，事件番号，抗告人の氏名等，原決定の決定日，「理由」

- の「第2 事案の概要」及び「第3 当裁判所の判断」（2頁9行目以降を除く。），本決定の決定日，正本認証日
- (2) 別紙（抗告状）のうち事件番号，書面作成年，抗告人代理人弁護士及び裁判所職員の印影，原決定の決定日及び告知日，「抗告の理由」（17頁17行目以降を除く。），抗告人の氏名等
- 7 別紙2記載1(7)，(8)及び(9)の文書
文書番号，税務署名，税務署長名，公印，「行政文書の名称」の内容，「不開示とした理由」の内容，担当課の連絡先
- 8 別紙2記載1(10)の文書
事件番号，破産者の氏名，裁判官及び裁判所書記官の印影，集会期日，期日調書の内容，債権者代理人弁護士の署名
- 9 別紙2記載1(11)の文書
差出人（弁護士）のメールアドレス，「宛先」（弁護士名，法律事務所名及びメールアドレス），件名，メール本文
- 10 別紙2記載1(12)の文書
事件番号，破産者の氏名等，「理由」，決定日
- 11 別紙2記載1(13)の文書
(1) 決定正本の受領印，事件番号，抗告人及び相手方の氏名等，原決定の決定日，「理由」の「第1 事案の概要」及び「第2 当裁判所の判断」（5頁10行目以降を除く。），別紙「抗告の理由」，本決定の決定日，正本認証日
(2) 別紙1のうち事件番号，破産者及び債権者の氏名，債権者代理人弁護士の印影，「記」以下の記載（11頁14行目を除く。）
(3) 別紙2のうち事件番号，破産者の氏名等，「理由」，決定日
(4) 別紙4
- 12 別紙2記載1(14)の文書

判決正本送達日，裁判所書記官の印影，判決言渡日，事件番号，口頭弁論終結日，訴訟当事者の氏名等，損害賠償請求額，遅延損害金の起算日，「事実及び理由」の「第2 事案の概要」（5頁2行目及び20行目並びに6頁8行目の各表題を除く。）及び「第3 当裁判所の判断」，正本認証日

1.3 別紙2記載2の文書

判決正本送達日，裁判所書記官の印影，判決言渡日，事件番号，口頭弁論終結日，訴訟当事者の氏名等，損害賠償請求額，遅延損害金の起算日，「事実及び理由」の「第2 事案の概要」及び「第3 当裁判所の判断」（7頁19行目以降を除く。），正本認証日

1.4 別紙2記載3の文書

判決正本送達日，裁判所書記官の印影，判決言渡日，事件番号，口頭弁論終結日，訴訟当事者の氏名等，損害賠償請求額，遅延損害金の起算日，「事実及び理由」の「第2 事案の概要」及び「第3 当裁判所の判断」（11頁20行目以降を除く。），正本認証日